

「在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案」及び 在勤手当の見直しの主なポイント

1. 法律案のポイント

(1) 在外公館の新設及び廃止

- (イ) 在ベナン大使館の位置を「ポルトノボ」から「コトヌ」へ変更。
- (ロ) 在コタキナバル総領事館を廃止。

(2) 給与関係

- (イ) 在勤基本手当の基準額を改定。
- (ロ) 研修員手当の号を追加。

2. 在勤手当の見直し

(1) 在勤手当総予算

平成 22 年度要求 275.8 億円 (対前年度比 23.4 億円(7.8%)減)

平成 21 年度予算 299.1 億円 (" 6.9 億円(2.2%)減)

平成 20 年度予算 306.0 億円 (" 27.6 億円(9.8%)増)

(2) 主な見直し内容

- (イ) 先進国で勤務する職員の在勤基本手当・配偶者手当を一律 2%減。
- (ロ) 勤務・生活環境が改善した 43 公館の特定勤務地加算額を引下げ。
- (ハ) 住宅状況が改善している 65 公館の住居手当の限度額を引下げ。